

FAQ（よくある質問） 東神楽町ふれあい交流館交流広場「にぎわいマーケット事業」

No.	事項	問	答	備考
1	申込方法	申込書の提出先はどこですか？	「にぎわいマーケット事業利用申込書（別記第1号様式）」の提出先は、産業振興課（東神楽町役場）となります。	
2		私の家では、軒先直売所をやっています。年1回程度、ふれあい交流館で「にぎわいマーケット」で販売したいと思うのですが、可能ですか？	東神楽町内の農家さんであれば、申し込み可能です。	
3	使用料	電気料金や水道料金は別途必要ですか？	必要ありません。	
4		使用料はいつどこで支払うのですか？	① ふれあい交流館から1時間につき600円で計算した納入通知書を発行しますので、毎月末に当月分をお支払いいただきます。 ② 使用取りやめの場合の使用料について、使用する当日に取りやめのご連絡の場合や、ご連絡のないまま使用しなかった場合は、いずれも使用料がかかります。ただし、気象警報の発表等やむを得ないと認められる場合は、その限りではありません。	
5	開設時間	朝5時から準備しても良いですか？	準備は、午前6時以降としてください。	
6		午後9時まで営業して、その後片付けをしても良いですか？	片付けを行い、午後9時までに退去してください。	

7	対象者	私は旭川市内で飲食店を経営しています。東神楽町で新しい顧客を開拓したいのですが、にぎわいマーケット事業に申し込むことはできますか？	東神楽町で店舗を構える手続きを開始しているなど、町内で新たに創業することが確実であれば申し込むことが可能です。	
8	対象事業	どのような業種・業態でも申し込むことはできますか？	「にぎわいマーケット事業利用申込書（別記第1号様式）」の備考欄のすべてのチェックを確認し、「暴力団排除に関する誓約書」の提出をしていただきます。	
9		悪徳商法などへの対応はあるのですか？（貸出許可や苦情など）	申し込み段階においては、事業者や関係者が「悪質商法を行う事業者及び北海道の調査を妨害した事業者等に対する措置」を受けたことがある場合は申し込むことができないようにしています。 なお、町は、にぎわいマーケット事業者が第三者に与えた損害に対しては、一切の責任を負わないこととなります。	
10		営利と公益的事業（子供会、少年団、消費者協会など）の判断と使用料は？	団体の設置目的、実施しようとする事業の内容、継続性・反復性の有無などにより総合的に判断します。なお、使用料の額などは条例及び規則の規定に基づきます。 詳しくは、地域の元気づくり課へご相談ください。	
11		貸出の優先順位はありますか？	町または町が関与する実行委員会等による事業や公共的団体等による事業で使用する場合には、その使用を優先させていただく場合があります。	
12		販売利用（にぎわいマーケット）と、一般活動利用（町内会活動など）の利用日程調整はどのように行われますか？	利用が込み合うような状況の場合には、地域の皆様にお使いいただくことを含め整備した施設ですので、譲り合って利用いただきたいと思います。	

13	施設	冬でも利用できますか？	除雪などの必要な作業を行ってもらう必要がありますが、冬でも利用していただくことは可能です。	
14		トイレはありますか？	ふれあい交流館のトイレを利用してください。 利用可能時間は、午前8時30分から午後9時までとなります。	
15		電気コンセントはありますか？	電気のコンセントは、建物に複数ありますのであらかじめ場所を確認のうえご利用ください。電源タップや電源リールなどは、事業者自らが準備願います。	
16		オープンスペースに水道蛇口はありますか？	散水栓が二箇所あります。	
17		交流広場の物置を使っても良いですか？	交流広場に物置が設置されました。物置の空きスペースに「にぎわいマーケット事業」の事業者が事業期間中使用する備品を置いていただくは可能です。 この場合、カギを貸し出します。 ただし、この物置には町の備品を優先して格納しますので、空きスペースの範囲内に限定されますし、事業者の皆さんで共同利用してもらうこととなります。 仮に盗難されても、町では一切責任を負えません。	
18		物置や簡易厨房に鍵がかかっているようですが、鍵はどのように預かるのですか？	貸出用のカギを用意し貸出しできます。	
19		ハウキやチリトリはありますか？	使用後に清掃を行ってもらうため、用具を用意します。	
20		ミュージックを流しても良いですか？	周囲の迷惑にならない心地よい音量でミュージックを流すことは差し支えありません。	
21		喫煙、禁煙に関するルールはありますか？	灰皿は設置しません。	

22		横の駐車場を利用して販売しても良いですか？	食品の調理や販売で、臨時営業許可が必要な業種にあっては、上川総合振興局において食品に関する営業許可の申請を事業者自らが行き、許可証（登録票）は外来者から見やすい場所に掲示していただきます。 この場合においては、許可を受けた場所での販売となります。	
23		横の駐車場にパラソルやベンチを設置しても良いですか？	ふれあい交流館駐車場などの利用の妨げにならないように、ふれあい交流館管理者と打ち合わせの上調整してください。	
24	物品	商品陳列用のテーブルは貸してもらえますか？	交流広場に備え付けのテーブル、または、物置に格納してあるテーブルをご利用ください。	
25		貸出用のイスはありますか？	物置に格納してあるイスをご利用ください。	
26		冷凍された食品を販売しようと思います。出展者（事業者）の冷凍庫を預かってもらえますか？	交流広場に物置が設置されました。物置の空きスペースに「にぎわいマーケット事業」の事業者が事業期間中使用する備品を置いていただくは可能です。 この場合、カギを貸し出します。 ただし、この物置には町の備品を優先して格納しますので、空きスペースの範囲内に限定されますし、事業者の皆さんで共同利用してもらうことになります。 仮に盗難されても、町では一切責任を負えません。	
27	厨房	鍋やフライパンなどは貸してもらえますか？	鍋やフライパンなどの調理器具の貸し出しは行いませんので、事業者様がお持込ください。	

28	マーケット運営	アルコール類の提供は可能ですか？	事業内容によりご相談ください。	
29		提供するメニューの提出義務はありませんか？	にぎわいマーケット事業計画書（別記第1号様式別紙）に「商品・サービス名及び価格」の欄がありますので、記載していただくことになります。 なお、野菜等の場合は、価格は「時価」等でもかまいません。	
30		ここでの食事が元で食中毒になったり、消費トラブルになったりした際、消費者の間を取り持ってもらえますか？	消費者からの問い合わせには事業者自らが誠意をもって対応してください。 消費者保護の観点から必要と認められる場合において、町は、消費者又は警察等に対し事業者の連絡先などの情報を開示することがあります。	
31		出店スペース以外の場所（駐車場出入り口付近等）へのイベント期間のノボリ掲示は可能でしょうか？	ふれあい交流館管理者が指定する場所に、風で倒れたりしないように配慮し、事業者自らが設置し、撤去してください。なお、掲示は開設する時間内のみとなります。	
32		ごみは基本すべて持ち帰りになりますか？置いて帰れるものがあるとすればどの範囲でしょうか？	ごみは、すべて持ち帰りとなります。ごみ袋等も事業者自らが用意してください。	
33		テーブル設置場所は、仕切られた場所以外でも近い場所であれば広げることが可能でしょうか？	ふれあい交流館駐車場などの利用の妨げにならないように、ふれあい交流館管理者と打ち合わせの上調整してください。	
34		炭などで食材を焼いて提供することは可能ですか？	交流広場のカーテンなどに引火する恐れがあるため、出店スペースの外で炭を利用してください。 なお、ふれあい交流館駐車場などの利用の妨げにならないように、ふれあい交流館管理者と打ち合わせの上調整してください。	
35		閉店後も人が遅くまで溜まって騒いだりしたりしないですか？	午後9時以降はお客様が直ちにお帰りになるように、事業者自らが促してください。	

36		出店しているお店のエビデンスとして、管理者名、店舗名、連絡先の掲示は義務付けられないのですか？ (どこのだれが出しているのかわからない不安払拭の為)	にぎわいマーケット出店許可証（別記様式第2号（別紙））をお客様の見やすい位置に掲示することを義務とします。	
37		出店に際しての空き状況はどこで確認できますか？	地域の元気づくり課でご確認ください。	